

第 1 回東公園一帯整備基本構想策定協議会 次 第

日時 令和 7 年 2 月 18 日（火）

午後 2 時から

場所 津島児童科学館 2 階視聴覚室

1 あいさつ

2 委員の紹介

3 会長及び副会長の選出について

4 教育委員会からの諮問

5 議題

(1) 東公園一帯整備基本構想の策定にあたって（資料 1、2、3）

(2) 団体への意見調査について（資料 4）

6 その他

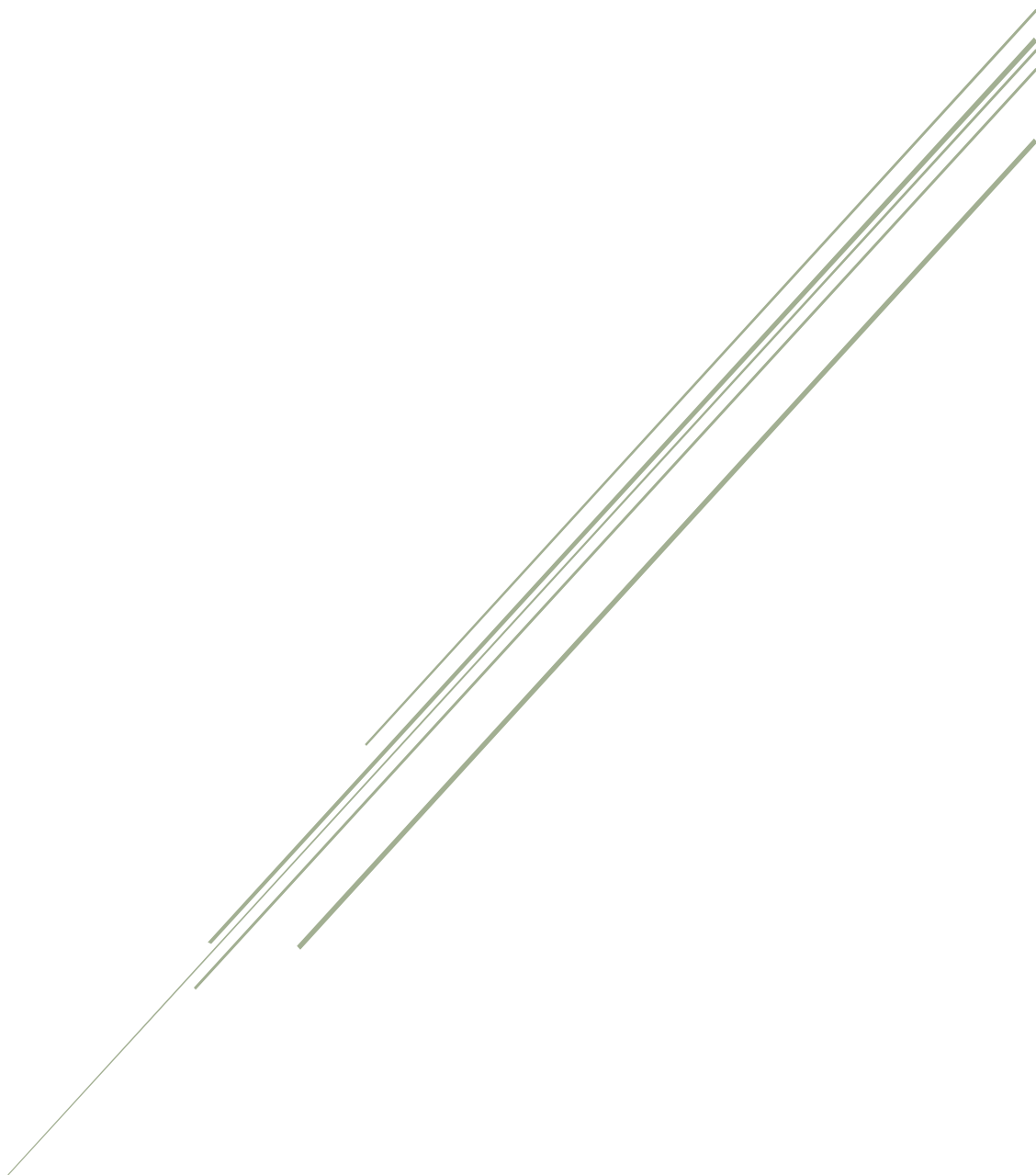
第 2 回協議会は令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 2 時から開催予定
（開催場所は決まり次第通知します。）

参考資料

- 資料 1 東公園一帯整備基本構想 より良い構想の策定にあたって
- 資料 2 東公園・市民の森について
- 資料 3 津島市スポーツ推進計画（概要版）
- 資料 4 意見調査票

東公園一帯整備基本構想

より良い構想の策定にあたって



津島市教育委員会社会教育課

東公園整備推進室スポーツ振興グループ

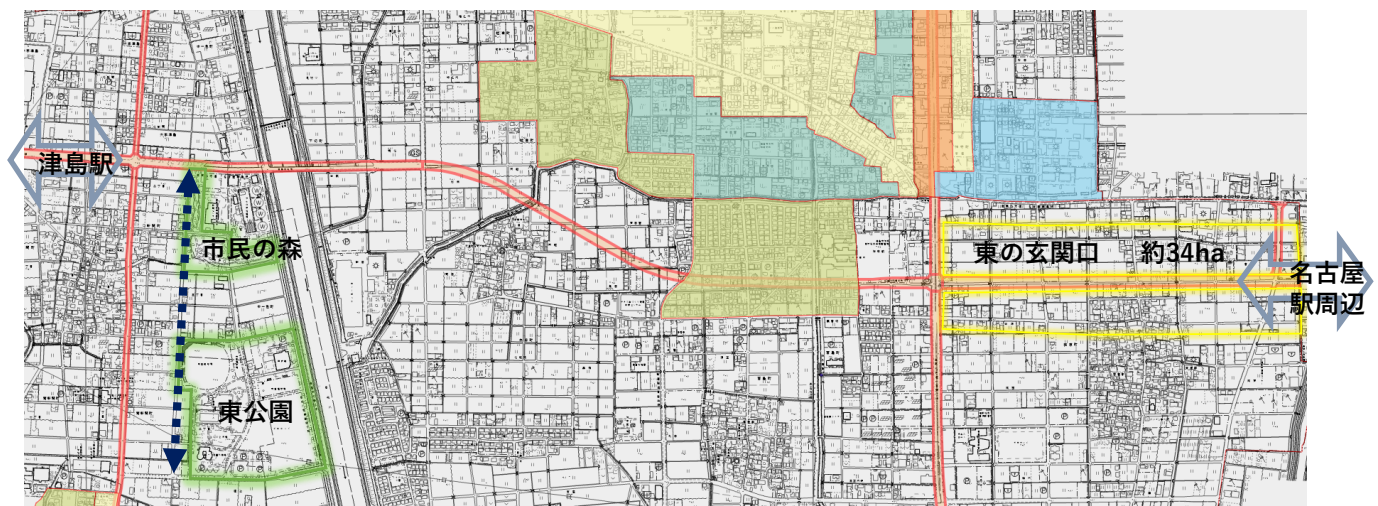
東公園一帯整備基本構想の策定について

スポーツ行政の「今」

市民にとってスポーツは健康・体力の保持増進のみならず、人と人との交流や精神的な充足感が得られるかけがえのないものであり、市民一人ひとりがスポーツに積極的に関わることで、人生 100 年という長い年月がより充実したものとなり、さらには地域全体を豊かにするスポーツの力が期待されています。

本市では「第5次津島市総合計画」に基づき、気軽に様々なスポーツに親しむ機会を提供し、市民が主役となった生涯スポーツの推進を図ってきました。一方、スポーツを取り巻く社会情勢や本市の状況が変化しており、今後も個人のライフスタイルや価値観の多様化が進むと想定されるなかで、市民一人ひとりがスポーツの価値を享受できるように、スポーツ施策を展開することが必要だと考えます。

津島市の中央に位置する東公園には、野球場や錬成館(武道場)、庭球場などのスポーツ施設が多くあります。都市計画マスタープランでは、東公園をレクリエーション・スポーツ、防災拠点として位置付けており、スポーツ行政を推進するための重要な拠点となっているが、現在は、スポーツ施設の老朽化が進んでいるが、方針がなく整備ができない状況にありました。



津島市スポーツ推進計画

以上のことから、「第5次津島市総合計画」及び「津島市教育振興計画」の2つの上位計画に基づき、本市におけるスポーツに関する施策や事業を体系化し、総合的に推進することを目的に津島市スポーツ推進計画を策定します。

本計画では性別、年齢、障がいの有無にかかわらず、スポーツを通して誰もがいつでも、どこでも、いつまでもつながることができるまちに、また、市民・地域・スポーツ関連団体・民間事業者・学校・行政等が連携・協働し、スポーツに親しむ環境づくりを進めることでより良い未来の津島にしていこうという思いを込め「スポーツで つながる・つくる 未来の津島」を基本理念とします。

基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標を設定し、具体的な取組を展開していきます。

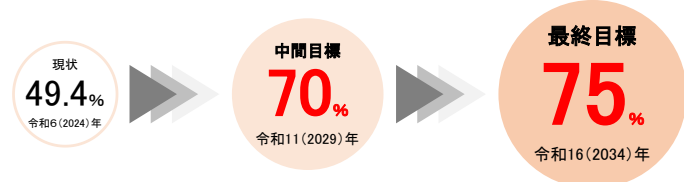
基本目標	取組の展開
基本目標Ⅰ するスポーツの推進 	子ども、子育て世代・働く世代、高齢者など年齢や性別等に関わらず市民の誰もがスポーツを楽しむための機会を提供します。
基本目標Ⅱ みるスポーツの推進 	スポーツ観戦により感動や興奮といった非日常的な感情を得ることだけではなく、スポーツを実施するきっかけにつながるための試合観戦やアスリートとふれあう機会を創出します。
基本目標Ⅲ ささえるスポーツの推進 	スポーツボランティアをはじめとする市民、地域、スポーツ関連団体、民間事業者、行政等が連携し、スポーツを支える担い手の育成や各主体の連携体制の充実に向けた施策を展開します。
基本目標Ⅳ つくるスポーツの推進 (スポーツ施設整備方針) 	するスポーツ、みるスポーツ、ささえるスポーツの各々を推進するための環境づくりとして、誰もがスポーツに親しむことができる施設環境を創出します。

基本目標・取組の成果を把握し、達成状況を適正に評価するため、基本目標ごとに具体的な目標指標を設定し、計画の中間・最終年次に進捗状況の確認をし、評価を行います。

■ 目標指標

【するスポーツ】

スポーツ実施率※週1日以上で運動やスポーツを行った割合



【みるスポーツ】

過去1年にスポーツを直接観戦した割合



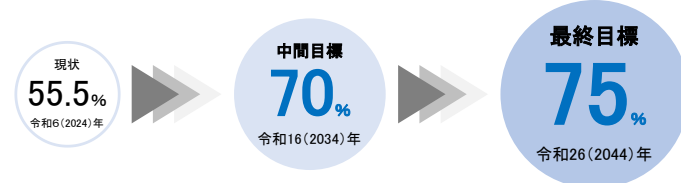
【ささえるスポーツ】

スポーツに関するボランティア活動を行った割合



【つくるスポーツ】

公共スポーツ施設の利用の満足度



「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツの各々を推進するための環境を「つくる」ことを目的に、今後のスポーツ施設整備方針についても整理します。

■整備区分

新 設	新たに施設を整備する
再整備	既存の施設を建替え、新築して整備する
更 新	既存の施設の耐用年数に応じて長寿命化・大規模改修を行いながら機能更新をする
維 持	老朽化等による不具合に対応する修繕をしながら機能を維持する

■実施予定

I 期	計画の計画期間の中間見直しの年度である令和 16 年度(2034 年度)までに実施する
II 期	計画の計画期間である令和 26 年度(2044 年度)までに実施する

■整備方針

屋内施設	・スポーツをする人もみる人も誰もが快適に施設を利用できるようユニバーサルデザインを採用 ・年間通して快適にスポーツを楽しむ環境を整えるため空調設備の導入を検討 ・みるスポーツを推進するため、施設やスポーツ種目に応じて適切な規模の観客席を設置
屋外施設	・夏の日差しや雨天時の利用を想定して、競技スポーツ等に屋根を設置することを検討 ・日中だけの利用に限定するのではなく、夜間の利用も可能となるように、照明灯の設置を検討 ・過度に維持管理コストをかけることなく、メンテナンスフリーな仕様・規格での施設計画を検討

■個別施設方針

屋内施設	整備区分	実施予定		屋外施設	整備区分	実施予定	
		I 期	II 期			I 期	II 期
総合体育館	新設			多目的運動場	再整備		
プール	再整備			野球場	新設と再整備		
錬成館	更新			テニスコート	再整備		
スタジオ・ジム	新設			サッカー場	再整備		

《凡例》

本計画の計画期間は、国や愛知県のスポーツに関する計画や施策動向に応じながら令和7年度から令和 16 年度の 10 年間としますが、「スポーツ施策整備方針」については令和 26 年度までに実施することを目標とします。



東公園一帯整備基本構想

東公園地域の一体整備を行うため津島市スポーツ推進計画及び津島市スポーツ施設整備方針を踏まえ、東公園地域周辺を一体的に整備するために必要な基本方針及びその手法の概略、将来的な実現の展望、解決すべき課題等を示すことを目的とする。

東公園一帯整備基本構想策定協議会

本協議会は、構想の策定に関する事項のほか、構想策定に関し教育委員会が必要と認める事項について公園・スポーツ施策の有識者、スポーツ団体、地域団体、子育て・防災関係者、教育関係者など、それぞれの専門分野の方から意見を求め、市民がつながる魅力ある公園づくりを進めることを目的とする。

協議事項

1. 本市及び周辺地域におけるスポーツ施設等の現状の把握

(ア) 本市及び周辺市町村に位置する各種スポーツ施設等の概要を整理する。整理に当たっては、スポーツ施設等の種別ごとに整理するものとし、施設の規模、集客力、対応可能な種目、概要等を整理する。また、想定される誘致圏域等についても整理を行う。併せて宿泊施設や飲食店、子ども、高齢者等、本拠点を中心としたスポーツ施策等との連動が想定される都市機能や社会資本の分布状況や施設概要についても取りまとめる。

(イ) 本市のスポーツに関する計画及びスポーツ施設等の現状等を踏まえ、本市におけるスポーツ施設等の課題を整理する。課題の把握に当たっては、本市の各施設に関する事項に加え、周辺インフラの整備状況等を踏まえた「まちづくり」の観点からも課題を抽出し、本市のスポーツ施設等に関する課題として整理する。

2. 関係団体への意向調査及び国内事例の情報収集(現地調査含む。)

(ア) 本市の将来のスポーツ施設等の在り方について、スポーツ団体等意向調査を実施する。意向調査では、津島市のスポーツ施設等に対する課題や将来の在り方等本拠点に関するものの他、スポーツ施策を通じて実現を期待する津島市の望ましい姿等、広く「まちづくり」についての意見収集を行うものとする。また、本市のスポーツ施設等を利用する各種団体や各施設の管理の状況をヒアリング等により調査を行い、利用者の視点等から各施設の課題、将来の在り方等について意見徴収を行う。民間事業者とのサウンディング調査等を実施し、関係者の意向調査を行う。

※サウンディングとは、事業化検討段階において、事業内容等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法

3. 基本構想に関する基本方針の検討

(ア) 本市におけるスポーツ施設等の課題や将来の在り方に関する市民及び関係者等の意見を踏まえ、本市における東公園一帯整備基本構想に関する基本方針を検討する。また、本市スポーツ公園整備に関する課題及び基本方針を踏まえ、スポーツ公園整備に関する各種施策を検討する。

4. 公園整備エリアの設定、対象エリア内のゾーニング検討

(ア) 基本方針の内容をより効果的に実現するため、対象エリア内のゾーニングを検討し、導入機能の配置案を作成する。導入機能の検討に際しては、既存施設のスポーツ施設としての機能性そのものを向上させるための既存機能の強化、既存スポーツ施設同士あるいは周辺におけるほかの社会資本との相乗効果が期待できる新規機能の導入等の視点から進めるものとする。また、各ゾーンの役割や取組等の整理を行い、概念図やイメージパース等の作成を行う。

※イメージパースとは、建物や外観がどのようなになっているか分かりやすいように、立体的な絵にした物で、未完成な建物等の完成予想図として用いられる。

5. 導入機能の配置案作成、導入機能案の事業手法の検討・整理及び事業概算の算出

(ア) 基本方針やゾーニング、配置案に基づき検討した機能の事業手法について検討を行う。なお、導入機能及び事業手法の検討に当たっては、官民を問わず多岐にわたる検討を行い、概算事業費の試算を行う。

懸案事項

(施設面)

- ✓ 利用者が求める機能・設備を把握すること
- ✓ 学校体育利用を考慮した施設の在り方に関すること。
- ✓ 需要に応じた駐車場の確保等のアクセス性に関すること。

(利便面)

- ✓ 市民の森との連続性の確保に関すること。
- ✓ 既得権益を排除した利用の公平性に関すること。

(資金面)

- ✓ 市の財源ではなく、官民連携による資金調達や補助金等を活用して整備すること。

スケジュール(予定)

日程	内容
令和7年	
2月18日	第1回東公園一帯整備基本構想策定協議会 諮問、会長・副会長の選出、構想の概要説明、関係団体への意向調査
4～5月	ワークショップ 2回程度を予定
6月27日	第2回東公園一帯整備基本構想策定協議会 関係団体への意向調査の取りまとめ、基本構想に関する基本方針の検討
9月	第3回東公園一帯整備基本構想策定協議会 公園整備エリアの設定、対象エリア内のゾーニング検討、導入機能の配置案作成
12月	第4回東公園一帯整備基本構想策定協議会 公園整備エリアの設定、対象エリア内のゾーニング検討、導入機能の配置案作成
令和8年	
1～2月	パブリックコメント
3月	第5回東公園一帯整備基本構想策定協議会 パブリックコメントの取りまとめ、答申

東公園一帯整備基本構想策定協議会設置要綱

（設置）

第1条 東公園一帯整備基本構想（以下「構想」という。）を策定するため、東公園一帯整備基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）構想の策定に関する事項
- （2）前号に掲げるもののほか、構想策定に関し教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）スポーツ振興の見識を有する者又は団体を代表する者
- （3）教育関係者又は学校を代表する者
- （4）商工団体又は観光関連団体の代表者
- （5）関係行政機関の職員
- （6）その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところにする。

4 委員(会長及び副会長を除く。)は、やむを得ない事由があるときは、当該委員の所属する地域団体のうちから、当該委員が適当と認める者を代理委員として選任し、会長が認めた場合に協議会に出席させることができる。この場合において、第2項中「委員」とあるのは「委員(代理委員を含む。)」と、前項中「出席委員」とあるのは「出席委員(出席代理委員を含む。)」と読み替えるものとする。

5 委員(会長及び副会長を除く。)にやむを得ない事由があり、会長が必要と認める場合においては、オンライン(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法という。)を活用した会議を開催することができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該会議がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りではない。

2 会議の傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は、津島市教育委員会傍聴人規則に準ずるものとする。

(委員の報酬)

第8条 委員の報酬については、予算の範囲内においてこれを支給する。

(委員の報酬)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第10条 協議会に、構想の策定及びこれに関する調査について意見聴取を行うための部会を置くことができる。

2 部会は、協議会委員及び担当部署の職員により構成する。

- 3 部会委員は、会長が委嘱する。
- 4 部会に部会長を置き、部会委員のうちから会長が指名する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。
- 6 部会は、部会長が招集し、これを統括する。
- 7 部会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 構想の原案等に対して意見を述べること。
 - (2) 関係団体の意見聴取を行うこと。
- 8 部会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第 11 条 協議会に構想の原案等の検討及び作成を行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、関係行政機関の担当部署の職員により構成する。

(庶務)

第 12 条 協議会の庶務は、津島市教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、協議会運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 12 月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月 28 日から施行する。

東公園一帯整備基本構想策定協議会委員名簿

任期: 令和6年 12 月 10 日から令和8年3月 31 日まで

番号	分野	氏名(敬称略)	所属団体等
1	学識経験者	内藤 正和	愛知学院大学准教授
2	学識経験者	鈴木 一成	愛知教育大学准教授 津島市スポーツ推進審議会会長
3	都市計画	松本 幸正	名城大学 教授 津島市都市計画審議会会長
4	スポーツ団体	垣見 信夫	津島市スポーツ協会会長
5	元スポーツ選手	岡田 麻央	株式会社サクラカゴ
6	学校	服部 聡宏	津島市立暁中学校長 津島市校長会長
7	まちづくり	田中 正明	特定非営利活動法人まちづくり津島理事長
8	子育て	渡辺 桜	名古屋学芸大学教授 津島市子ども・子育て会議会長
9	防災	松本 美智子	特定非営利活動法人防災津島の会理事長
10	福祉団体	秀徳 淳子	津島市社会福祉協議会
11	高齢者	植田 和行	津島市老人クラブ連合会
12	商工団体	伊藤 彰浩	津島商工会議所会頭
13	農業団体	伊藤 二三男	津島市農業委員会会長
14	地元代表	飯田 博	東小学校区コミュニティ推進協議会会長
15	地元代表	林 當規	神島田小学校区コミュニティ推進協議会会長

東公園・市民の森について

津島市のほぼ中央に位置する東公園は、さまざまなイベントが行われる市民が集う憩いの場であるとともに、多様なスポーツ活動の場でもあり、年間を通じて多くの方々に利用されています。

現在は指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活かした維持管理を行なっています。

○概要

東公園：新開町3丁目、南新開町2丁目、中一色町中山、唐臼町道上地内にまたがる、広さ約12.5haの都市基幹公園

市民の森：新開町3丁目にある、広さ約2.4haの都市緑地

どちらも市街化調整区域内に立地

○東公園内の施設一覧

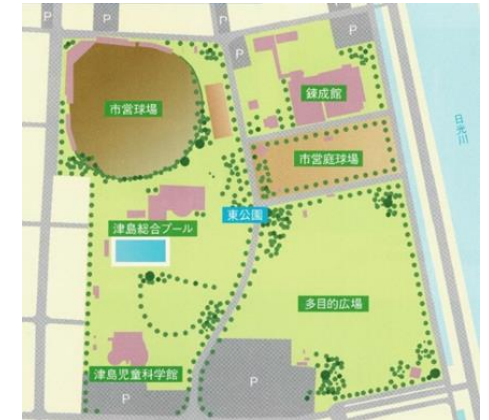
錬成館	・鉄骨・鉄筋コンクリート造3階建てで、剣道場、柔道場、弓道場（遠的・近的）等がある武道場
多目的広場	・サッカーやソフトボール、グラウンドゴルフ等、多目的に利用可能な4面のグラウンド
市営球場	・両翼92m（少年野球規格）の野球場 ・スタンド収容人数3,000人 ・ナイター設備なし
市営庭球場	・クレートコート計8面の庭球場 ・ナイター設備なし
卓球室	・卓球台3台設置
総合プール (屋内・屋外)	・屋内・屋外ともに現在は休止中 ・屋内は25mの温水プール、屋外は50mのプール
児童科学館	・館内には、視聴覚室、展示ロビー、常設展示室、プラネタリウムが設置
複合遊具・木製遊具・砂場	・子供に人気のチューブスライダーやローラー滑り台などがある広場

○東公園の駐車場

錬成館北側 100台、多目的グラウンド南側 200台、児童科学館南側 50台、市営球場北側（大型バス可）100台

○東公園内施設利用実績（R5年度）

錬成館	65,867人
多目的広場	31,980人
市営球場	15,335人
市営庭球場	9,045人
児童科学館	22,930人



○他計画における東公園の位置づけ

計画名	位置づけ
津島市都市計画マスタープラン	レクリエーション・スポーツ拠点、防災拠点
津島市地域防災計画	受援及び応援のための集結・集積活動拠点 地区防災活動拠点

⇒今後は利用者や時代のニーズに対応したスポーツや健康増進に寄与する公園となるよう、官民連携を視野に入れた施設の更新・整備・管理方法を検討していくとともに、大規模災害に備え防災機能を強化していく必要があります。

津島市スポーツ推進計画

概要版



スポーツで
つながる・つくる
未来の津島

津島市スポーツ推進計画 概要版

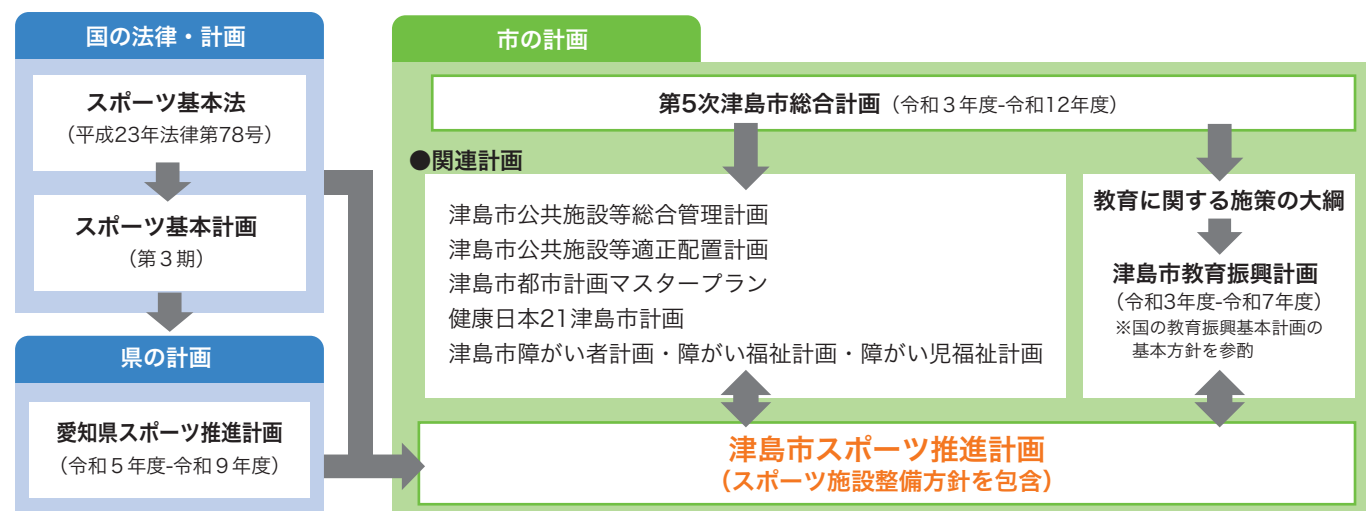
令和7年3月 発行
発行 / 津島市教育委員会
社会教育課東公園整備推進室
〒496-8686
愛知県津島市立込町2丁目21番地
TEL : 0567-55-9428

(1) スポーツ推進計画策定の目的

本市では、令和3年(2021年)9月に策定した「第5次津島市総合計画」において、生涯スポーツの推進を図ってきました。また、本市の教育行政の指針となる「津島市教育振興計画」(令和4年(2022年)3月)に基づき、子どもの教育環境の整備とともに、市民にとって生涯にわたる学びの機会や場を充実させる方針を示し、社会教育における施策を推進しています。

これら2つの上位計画に基づき、本市におけるスポーツに関する施策や事業を体系化し、総合的に推進することを目的に津島市スポーツ推進計画を策定します。

(2) スポーツ推進計画の位置づけ



(3) 計画期間

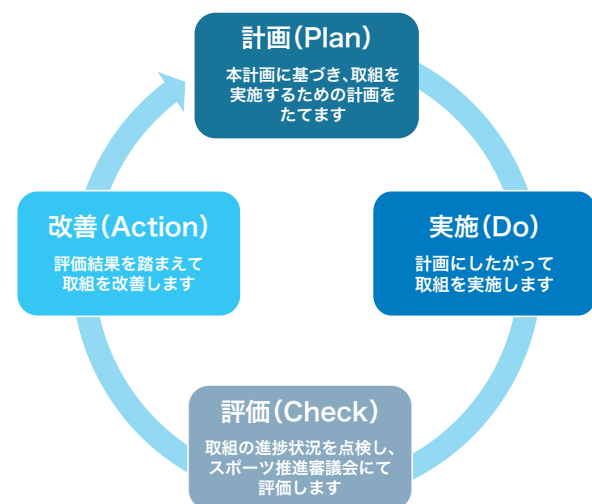
本計画の計画期間は、国や愛知県のスポーツに関する計画や施策動向に応じながら、**令和7年(2025年)度から令和16年(2034年)度までの10年間**とします。

また、本計画において位置づける本市におけるスポーツ施設の整備方針に基づく各施設の整備については、令和26年(2044年)度までに実施することを目標とします。

(4) 進行管理

本計画の推進に向けては、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)のサイクルに基づき取組の進捗状況を把握し、スポーツ推進審議会において点検、評価を行うことにより、適切な進行管理に努めます。

また、数値目標については、計画の中間時・最終年次に進捗状況を確認し、評価を行います。

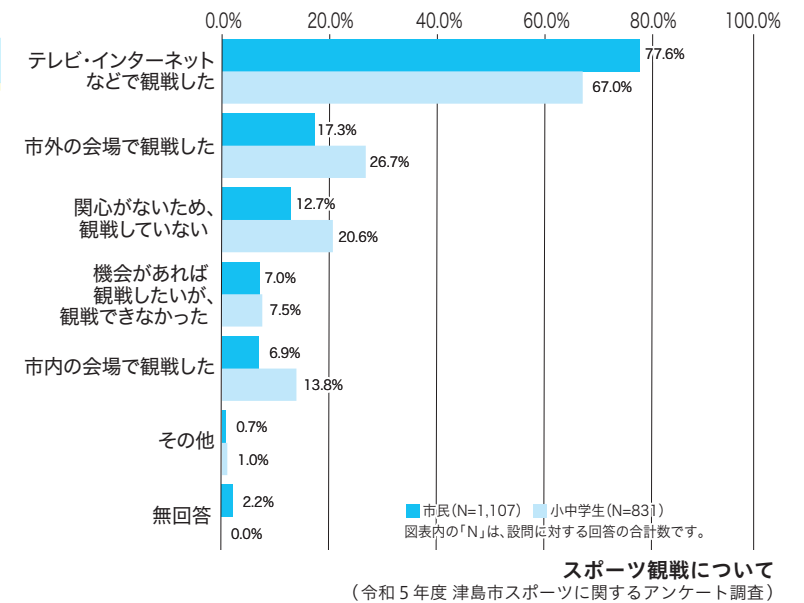


(1) スポーツ実施に関する課題

- 本市の市民スポーツ実施率は49.4%で、全国・愛知県の割合に比べ低い状況です。
- スポーツに参画する者を支える担い手の不足、スポーツ環境の維持の困難さにつながることが懸念されます。

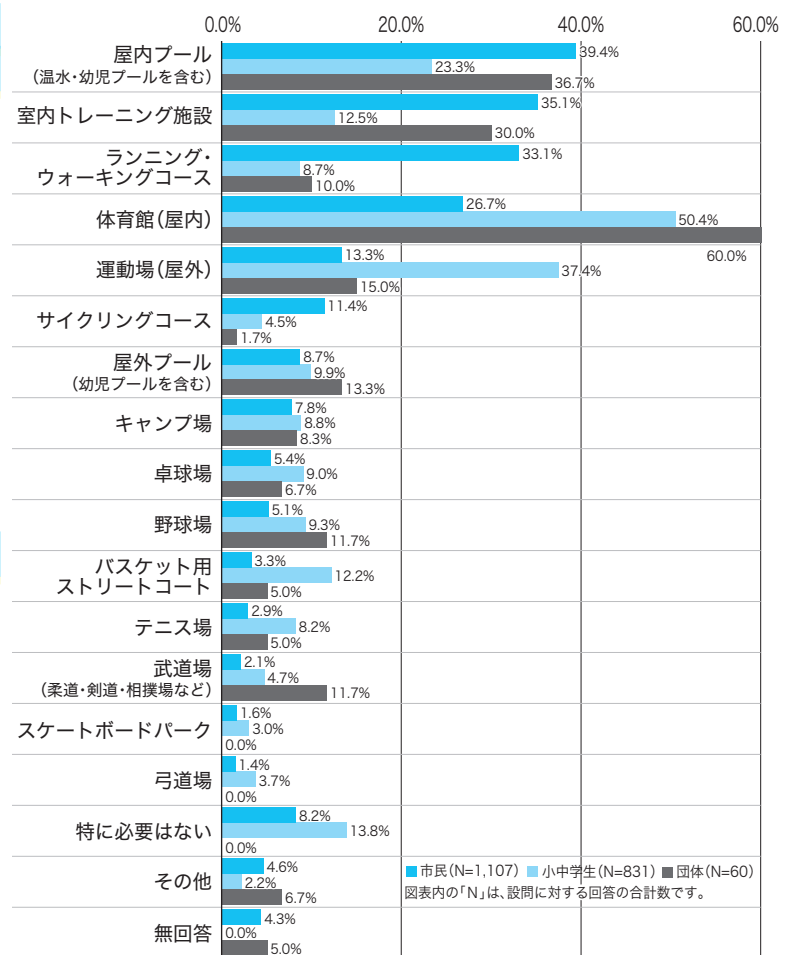
(2) スポーツを観る・交流に関する課題

- 市民アンケートの結果では、市民・小中学生共に「テレビ・インターネットなどで観戦した」の回答割合が多く、スポーツ観戦に興味が高い状況です。
- 観戦率をあげていくための取組・工夫として、身近な場所でのスポーツ観戦環境を整えることが必要です。
- プロランナーとの交流機会は、スポーツに親しむ良い契機であり、継続して取り組むことが期待されます。



(3) スポーツの担い手となるボランティアや団体に関する課題

- スポーツ団体の運営を担う人材不足や指導者の高齢化を感じている団体が多くなっています。スポーツ団体の継続的な運営への支援や指導者・審判員の確保などが必要です。
- スポーツに関する情報提供をはじめ、スポーツ団体や活動内容の周知を図り、スポーツへの参加を促すことが必要です。



今後、整備・充実に希望する公共スポーツ施設
(令和5年度 津島市スポーツに関するアンケート調査)

(4) スポーツを楽しむ施設に関する課題

- 市内の公共スポーツ施設の老朽化、施設の機能低下により、大規模修繕が必要な施設が多く、高額な維持・運営費が必要です。
- 整備・充実が求められる施設種類として、「屋内プール」「室内トレーニング施設」「体育館」「運動場」の回答割合が多く、身近なスポーツ環境の充実が必要です。

計画の基本方針

基本理念

スポーツで

つながる・つくる

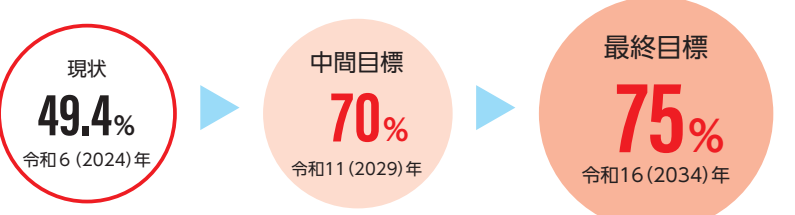
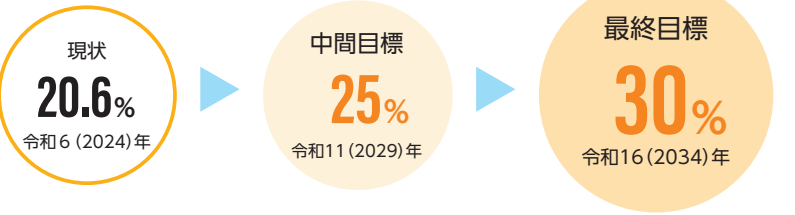
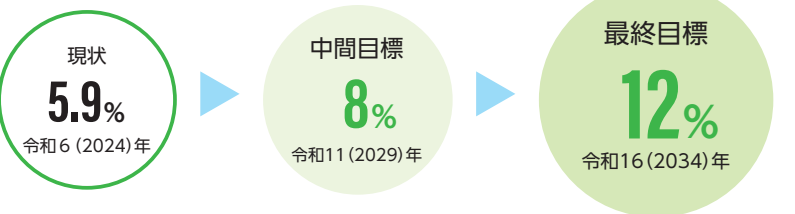
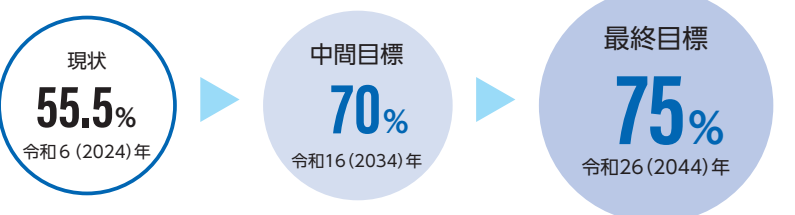
未来の津島

(1) 基本理念

スポーツを通して誰もがいつでも、どこでも、いつまでもつながることができるまちを目指し、市民・地域・スポーツ関連団体・民間事業者・学校・行政などが連携・協働し、スポーツに親しむ環境づくりを進めることでより良い未来の津島にしていこうという思いを込め、「スポーツで つながる・つくる 未来の津島」を基本理念とします。



(2) 基本目標及び施策体系

基本目標Ⅰ	するスポーツの推進 	子ども、子育て世代・働く世代、高齢者など年齢や性別などに関わらず市民の誰もがスポーツを楽しむための機会を提供します。	基本施策 (1) 子どものスポーツ推進 (2) 多様な主体が親しむスポーツの推進 (3) 共生社会の実現 (4) アスリートの育成	スポーツ実施率(週1日以上で運動やスポーツを行った割合) 
基本目標Ⅱ	みるスポーツの推進 	スポーツをみることは、チームや選手を応援する人たちとの一体感の獲得や仲間づくりが期待できます。「みる」スポーツの推進がスポーツを実施するきっかけにつながるため、試合観戦やアスリートとふれあう機会を創出します。	基本施策 (1) 誰もがスポーツに親しめる機会の創出 (2) スポーツによる地域活性化 (3) アスリートとの交流機会	過去1年にスポーツを直接観戦した割合 
基本目標Ⅲ	ささえるスポーツの推進 	スポーツボランティアをはじめとする市民、地域、スポーツ関連団体、民間事業者、行政などが連携し、スポーツを推進していくため、スポーツを「ささえる」担い手の育成や各主体の連携体制の充実に向けた施策を展開します。	基本施策 (1) スポーツ指導者の発掘・育成 (2) ボランティアの育成・活動推進 (3) スポーツ関連団体への支援・連携体制の構築 (4) 情報提供の充実	運動・スポーツに関するボランティア活動を行った割合 
基本目標Ⅳ	つくるスポーツの推進 	「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツの各々を推進するための受け皿となる環境づくりとして、今後の本市におけるスポーツ施設の整備の方向性を明らかにし、誰もがスポーツに親しむことができる環境を創出します。	基本施策 (1) スポーツ施設整備の基本的な考え方 (2) 既存のスポーツ施設の利便性の向上 (3) 新たなスポーツ施設整備 (4) 安全かつ効率的な施設の運営 (5) スポーツ施設整備方針	公共スポーツ施設の利用の満足度【施設整備】 

施設整備方針

今後の津島市内におけるスポーツ施設について、スポーツニーズの多様化や本市の現状を踏まえて、施設別の整備方針を整理します。なお、施設の建設を進めるにあたり、官民連携により整備の実現可能性を検討することを基本とします。

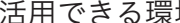
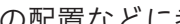
実施予定

- I 期：計画期間の中間見直しの年度である令和16年（2034年）度までに実施する
- II 期：計画期間である令和26年（2044年）度までに実施する

整備区分

個別施設ごとに施設の整備区分を整理します。

- 新 設：新たに施設を整備する
- 再整備：既存の施設を建替え・新築して整備する
- 更 新：既存の施設の耐用年数に応じて長寿命化・大規模改修を行いながら機能更新をする
- 検 討：今後の施設整備のあり方を検討する

施設分類		整備方針			
屋内施設		●スポーツをする人もみる人も誰もが快適に施設を利用できるよう、エレベーターの設置や誰でも利用できるトイレの設置など、ユニバーサルデザインを採用した施設とします。 ●天候に左右されず、年間通して快適にスポーツを楽しむ環境を整えるため、省エネルギーにも配慮した空調設備の導入を検討します。 ●みるスポーツを推進するため、施設やスポーツ種目に応じて適切な規模の観客席を設置します。			
個別施設		整備区分	主な施設の整備方針	実施予定	
				I	II
	総合体育館	新設	市民にとって多世代の交流や試合、イベントを行うスポーツ施設の基幹的施設と位置づけ、バスケットボール、バレーボール、バドミントンなどのコートを有する総合体育館の整備を目指します。 整備においては、集客性が高いことから、交通利便性の影響、敷地規模及び用地確保を踏まえて、建設する位置を選定します。	整備 	維持
	プール	再整備	社会情勢や財政的な観点などを勘案した上で、屋外プール(競泳用)は廃止し、屋内プール(競泳用)のみに機能を集約させ、日常的な市民利用だけでなく、大会の開催の実施などに活用できる環境を整えて再整備します。	整備 	維持
	錬成館(武道場)	更新	武道場として活用される錬成館については、これまでの活用方法を継続しつつも、省エネルギー化などの機能改善と効率的・効果的な更新をしながら、維持管理などにより長寿命化を図ります。	整備 	長寿命化
屋外施設		●夏の日差しや雨天時の利用を想定して、競技スペースや観覧席などに屋根を設置することを考慮して検討します。 ●日中だけの利用に限定するのではなく、夜間(ナイター)の利用も可能となるように、需要が見込まれる施設に関しては、照明灯の設置を検討します。 ●これまでの施設の維持管理の課題から、過度に維持管理コストをかけることなく、なるべくメンテナンスフリーな仕様・規格での施設計画を検討します。			
個別施設		整備区分	主な施設の整備方針	実施予定	
				I	II
	野球場	新設と再整備	高校野球の大会開催などが可能な規格を有し、観覧席を設置した見ること楽しむことができる新たな施設の整備を検討します。 既存の施設については、改修を行うことにより、機能を更新して、市民などが気軽に楽しむことができる施設として更新します。	整備 	維持
	ランニング・ウォーキングコース	新設	単独での整備ではなく、施設の配置などに考慮して楽しむことができるコース整備を検討します。	整備 	維持
	テニスコート	再整備	地域の大会開催が可能となるよう、ニーズに合わせた8面以上のコートを有して人工芝や夜間照明などの機能を付設した施設整備を進めていきます。	整備 	維持
	サッカー場・フットサル場	再整備	多目的運動場や陸上競技場などの整備の方向性と合わせて、今後の機能更新のあり方を検討します。	整備 	維持
	その他(自転車用施設、アーバンスポーツ施設、スケートパークなど)	検討	若者文化やバーチャルの活用などを背景にした新しいスポーツ競技の普及に対応して、これまでにない新たな施設の導入可能性について検討します。	検討 	

意見調査票

提出年月日:令和 年 月 日

団 体 名		委 員 名	
団体(分野)におきまして、津島市や社会上の各種課題に対して、公園を整備することによって改善または解決が可能と思われる事項(特に使い方などのソフト面のイメージ)があれば記載してください。抽象的でも具体的でも構いません。(絵やイメージ図でも可。)			
今後、公園を整備する際に、施設や機能の要望や必要な配慮等があれば記載してください。抽象的でも具体的でも構いません。(絵やイメージ図でも可。)			

提出期限は令和7年3月31日(月)までとします。

内容を確認のうえ、ご意見を明記し、直接持参、FAXまたは電子メールにより提出してください。

提出先:津島市役所教育委員会社会教育課 FAX:0567-25-8748 電子メール:shakyo@city.tsushima.lg.jp